

9. クライミングの危険性について

クライミングは、人工壁の出現で以前に比べ格段に安全になりましたが、クライミング本来が持っている危険性は変わりません。決まりを守ることはもちろんですが、危険な活動をしているという自覚をもち活動に取り組んでください。

(1) 基本事項

- ① 高さ2 mまでのクライミングウォールを「ボルダリングウォール」、7 mのものを「ロープクライミングウォール」と呼びます。
- ② クライミングにおいて、登る者を「クライマー（登はん者）」、その落下をロープによって阻止する者を「ビレイヤー（確保者）」と呼びます。※ビレイヤーは原則、当施設の職員で行います。
- ③ クライミングウォールにおいて、掴んだり、足を乗せたりする石のことを「ホールド」と呼びます。
- ④ ロープクライミング体験は原則、**4歳以上**を対象とします。



(2) 危険性について

- ① クライミングは、大きな危険（落下による死亡や重大な障がい含む）を内包したスポーツです。クライマーもビレイヤーも注意を怠れば重大な事故につながります。
- ② 着地マットは着地の衝撃を和らげるためのものであり、**完全な安全を保障するものではありません**。クライマーが飛び降りたときの着地の失敗や墜落は、事故に繋がる可能性があります。
- ③ クライミングウォールで使用されているホールドの回転・破損等は、重大な事故に繋がるため、十分な注意をもって管理しておりますが、その性質上、気温や湿度といった環境の変化による**回転・破損等を完全に防ぐことはできません**。
- ④ ロープクライミングにおいてはロープやハーネス（安全ベルト）等の用具のセットミスは、正しい確保ができず、重大な事故に繋がります。
- ⑤ 本人に過失が無くても、パートナーのミスで重大事故になる場合があります。また、自分のミスで、パートナーを事故に巻き込む場合もあります。**周囲に対しての安全**にも注意して行動することが求められます。
- ⑥ **第三者の事故に巻き込まれる可能性があります**。上方から落下してきた人に激突される場合やクライマーが落下させた物に当たって事故に巻き込まれる場合があります。
- ⑦ クライミング中の安全を確保するには、**危険に対する認識**が必要です。
- ⑧ 危険をともなう活動になりますので、当施設の職員の指示に従うようにお願いします。指示を守っていただけない場合は、活動を中止とすることがあります。
- ⑨ 以上のとおり、クライミングは非常に多くの危険があります。クライミングを行う際は、対応した**傷害保険及び賠償保険に加入することを強くお勧めします**。